

可燃物処理施設整備検討委員会第3次報告書
に係るパブリックコメントの結果について

1. 実施期間 平成25年8月30日（金）～平成25年9月18日（水）の20日間
2. 意見提出者 20名
3. 提出意見数 第3次報告書に関する意見 16件（8人）
その他の意見 26件（12人）
4. 意見の扱い 第3次報告書に関する意見
当該報告書の内容に関するものとして、ホームページに掲載するとともに、東部広域としての対応を同時に公表する。
その他の意見
通常の見解・提案として、寄せられた意見は集約し、ホームページに掲載するとともに、東部広域としての対応を同時に公表する。
5. 寄せられた意見

①第3次報告書に関する意見（要旨）

1	鳥取県東部で稼働中の施設はすべてストーカ方式であり、信頼性も高いと考えられるが、2方式3種類で検討する必要はあるのか。
2	焼却場より排出される焼却残渣はどのように処理されるのか。
3	「3方式を調査し、選考評価に際して参考として利用」とあるが、トラブル内容、またその防止策についても調査項目に含まれるのか。
4	高効率発電施設のトラブルや事故が発生しており、安全安心だと思えない。
5	分別形態は現状を基本とするとしながら、汚れたプラスチックごみは住民負担等を考慮し可燃ごみが望ましいとあるが、どの程度住民負担があるのか。
6	「ごみを安全かつ安定的に処理できる」とはどのようなことか。
7	ストーカ方式が一番、他地域でも採用されているのに、なぜガス化熔融方式も検討に入れるのか。
8	パブリックコメントの実施期間が短いのでは。

9	施設規模の前提となるごみの排出量に構成市町が取り組んでいる減量化施策が反映されていないのではないのか。
10	事業系ごみの取り扱いを見直すべきではないのか。
11	汚れたプラスチックは可燃物とし、焼却発電エネルギーとして活用することが望ましいとあるが、これまでの分別の努力が無駄にならないか。
12	以前は、90 t/日の3炉であったが、今回、120 t/日の2炉となっている。1炉が大きくなればごみを減らしにくくなると思う。ごみ減量化に逆行するのではないか。
13	公設民営方式ではメーカーの言いなりになるのではないか。
14	燃やしたときの煙に有害物質が含まれないのか。また、有害物質が雨で地中や水中に溶け込まないか
15	福島や東北の瓦礫の受け入れが懸念される。
16	消費電力を賄うため、プラスチック類を燃やすのは焼却炉の巨大化に繋がると思う。

②その他の意見（要旨）

1	可燃物処理施設は本当に必要なのか。代わりにリサイクル施設で対応出来ないのか。
2	河原町内には以前、ここには焼却場を作らないとの約束があったにも関わらず、また作ろうとしているのは行政のやることではない。
3	ごみ処理施設は1ヶ所に作るのではなく、リスクを分散するため2～3ヶ所つくるべきではないか。
4	住民説明会を開催してからパブリックコメントを実施すべきではないのか。
5	可燃物処理施設が出来れば周辺を通行する車両が増えて危険が増す。
6	行政は安全だと言うがダイオキシンのすべてが紫外線では分解されない。
7	絶滅危惧種の生息する地は予定地から除くべき。
8	地元だけでなく周辺集落にも説明に来てほしい。
9	事故防止マニュアルを作成し、住民へ提示すべきではないのか。